平成２５年（フ）第８５６号
大阪府大東市赤井２丁目４番28号　白井マンション101号、前住所大阪府大東市御供田２丁目16番11号
債務者　山中　正義
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７２号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―905号
債務者　青山　惠一
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１１号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目４番41号　エクセル花園Ｂ棟211号
債務者　大塚　　亮
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３１号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―1507号、前住所大阪市東成区大今里西１丁目22番18号
債務者　小林　芳弘
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３４号
大阪府東大阪市宝持４丁目３番28号
債務者　竹中　　明
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４４号
大阪府門真市大橋町22番５号
債務者　山名　利和
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４５号
大阪府高槻市牧田町14番89―404号
債務者　仲西むつよ
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９１号
名古屋市昭和区小坂町２丁目１番地　今枝第１マンション202号
債務者　田中貴美代
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２号
名古屋市昭和区山脇町３丁目４番地　アパート大成荘
債務者　志村　　博
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２号
愛知県弥富市五明３丁目45番地１　コーポラス五明Ⅱ102
債務者　小笠原義仁
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３５号
名古屋市中区丸の内２丁目９番５号　清水ハイツ202号、住民票上の住所名古屋市中区栄１丁目24番26号　パークサイドオザワ６Ｂ号
債務者　古田　幸二（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６０号
愛知県弥富市平島町中新田151番地７
債務者　榊原喜美江
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７５号
岐阜県本巣郡北方町柱本南２丁目99番地　グリーンハウスＢ201号
債務者　寺倉惠美子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７８号
和歌山市加納176番地の１　プレジール岩橋106
債務者　中川由佳子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２号
北海道三笠市榊町460番地２―９―３
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第６号
北海道浦河郡浦河町荻伏町558番地の７
債務者　渡邊　友希
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
宮城県白石市大平森合字下鹿ノ前38番地１
債務者　袴田美代子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　仙台地方裁判所大河原支部